

バス事業にかかる四国運輸局長の文書警告への対応と、  
今後のバス乗務員不足問題への早急な対応の必要性  
について



平成29年10月6日

## はじめに

この度、弊社は、国土交通省 四国運輸局長から、法令に定める乗務時間等に不備がある旨の文書による警告を受けました。

コンプライアンス等の西日本一を目指す弊社といたしまして、このことを重く受け止め、早速の改善策を講じましたが、関係各位並びに県民の皆様にはご心配をおかけすることとなり、誠に申し訳なく思っております。

今回のご指摘の背景には、今や全国的な課題となっておりますバスの乗務員の不足問題があります。

バス乗務員の不足に対しては、弊社としても、独自の制度の創設など懸命の自主努力を続けてきておりますが、高齢化に加え乗務員の絶対数が少ない中、その確保はなかなか難しく、この状態が続けば、安全性の確保やコンプライアンスの観点から、路線規模の縮小も検討しなければならない領域に入ってきたと認識しております。また、県下の事業者の皆様も同様の状況にあると考えております。

ついては、

- (1) 県下の生活路線の維持のため、バス乗務員に一人でも多くの方にご応募いただきたいこと
- (2) 私たち事業者が乗務員確保の努力を続ける中で、どうしてもその確保が難しい場合は、バス路線規模の縮小という事態が避けられなくなることから、代替手段を含めて、地域の公共交通をどう維持していくのかという点について、自治体等の行政機関の皆様を中心に、地域の皆様、お客さまを交え、早急に協議検討していただきたいこと

以上の2点について、ご理解の上、衷心よりお願い申し上げます。

今後とも、弊社は安全安心、接客サービス、コンプライアンスの向上に引き続き注力してまいりますので、本日のことも併せて、今後とも一層のご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

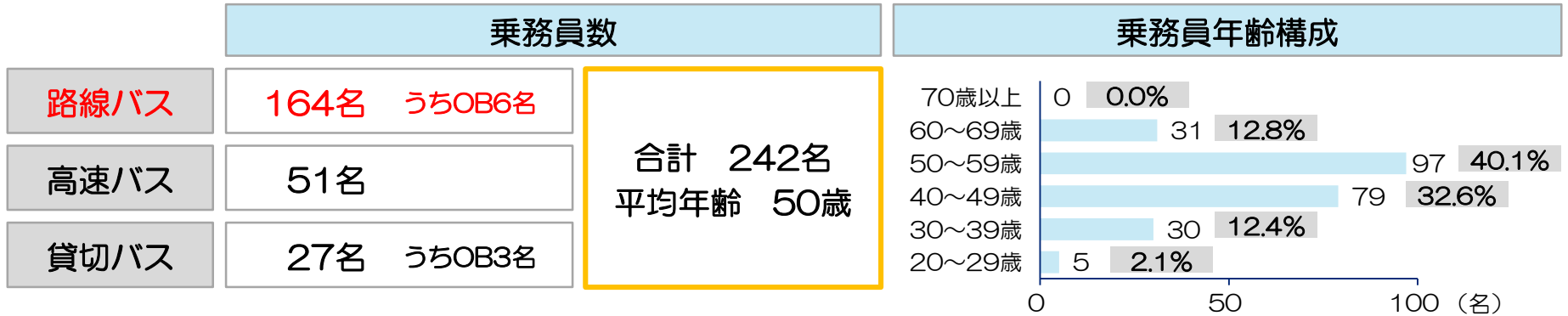
平成29年10月6日

とさでん交通株式会社 代表取締役社長 片岡 万知雄

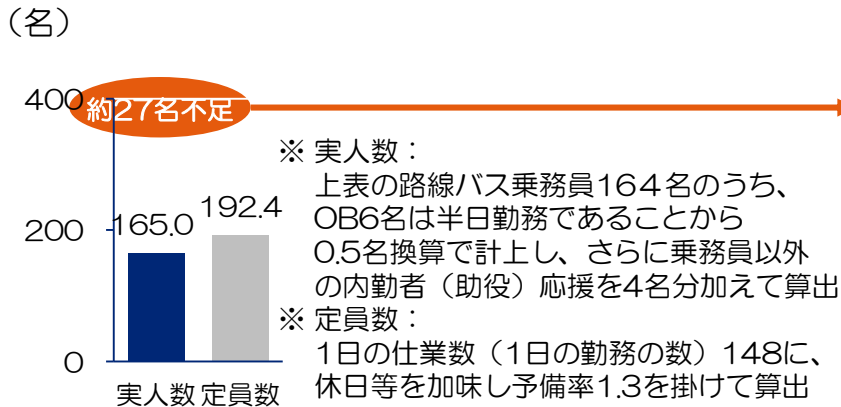
# 1. バス乗務員等の現状

- 路線バスを運行するには約192名の乗務員が必要ですが、現状は約27名の不足と大変厳しい状況です。
- そのため、OBの雇用や高速／貸切バス乗務員の応援等によって路線バスの運行を維持していますが、それにより貸切バスや高速バス続行便を十分に運行できず、お客さまのニーズに応えられない問題が生じています。

バス乗務員の現状（平成29年10月現在）



路線バス事業の実人数と乗務員定員数の比較（平成29年10月現在）



- 路線バスの運行を維持するために、下記対応を実施しています
  - ✓ OB乗務員の継続雇用
  - ✓ 高速・貸切バス乗務員の応援
  - ✓ 時間外勤務での対応 等
- 路線バスの運行を何とか維持している一方で、**高速バスの続行便運行機会や、貸切バスの受注機会を逸失**しており、お客さまのニーズに十分応えられておらず、また経営面でも大きな影響を与える結果となっています

## 2. バス乗務員確保に向けた対策

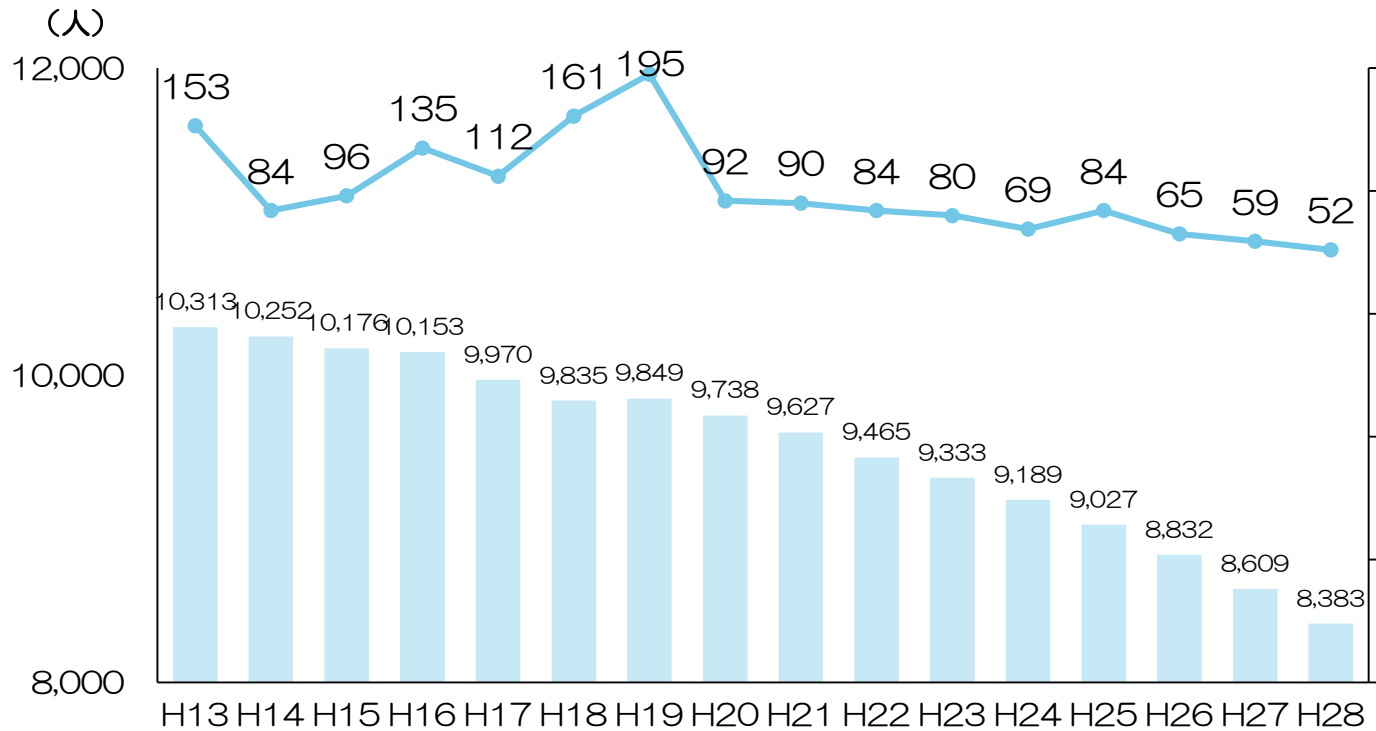
- とさでん交通では、これまでもバス乗務員確保に向けた様々な対策を行ってまいりました。
- 一部で効果が出ておりますものの、抜本的な解決には至っていません。

| これまでの対策内容                    |   | 実績                                      |
|------------------------------|---|---|
| 対策内容①<br>常時の採用募集             | ✓ ハローワークを通じたの募集<br>✓ ホームページ等での募集<br>✓ ラジオ等の広報による募集        | ✓ 平成26年10月からこれまでに<br><b>12名を採用</b>      |
| 対策内容②<br>大型二種免許<br>取得支援制度の創設 | ✓ 免許取得費用の助成<br>(普通免許のみで応募可能)                              | ✓ 平成27年5月に制度を開始し、これ<br>までに <b>7名を採用</b> |
| 対策内容③<br>高校生の採用募集            | ✓ 高卒者の運転士候補生としての<br>新卒採用開始<br>✓ 県内高校への訪問活動<br>✓ 就職説明会への参加 | ✓ 平成29年度に <b>3名を採用</b>                  |
| 対策内容④<br>処遇の改善               | ✓ 新人事制度によって初任給改<br>善、正社員登用を実施                             | ✓ (間接的に影響)                              |
| 対策内容⑤<br>その他                 | ✓ 従業員による紹介制度の創設<br>✓ MM等                                  | ✓ 従業員による紹介制度は導入された<br>ばかりであり、現状では実績なし   |

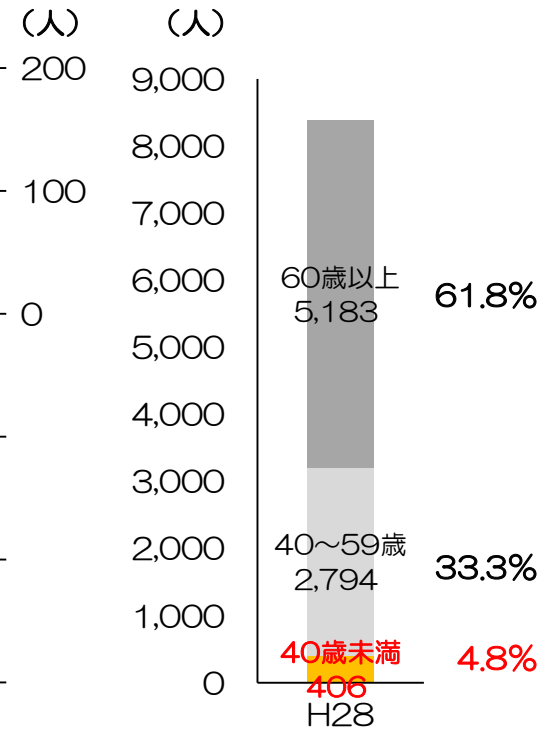
### 3. バス乗務員の成り手不足

- 高知県内の大型2種免許保有者は減少を続けており、新規取得者も約50人に留まっています。
- 全体の6割が60歳以上と高齢化が進行する一方で、40歳未満は5%にも満たない状況です。

高知県内大型2種免許 保有者数・新規取得者数の推移



年齢構成 (H28年)



保有者数 新規取得者数 (右軸) 出所：運転免許統計 (警察庁)

## 4. 今後の対応内容

- これまでの取組みだけで乗務員不足に対応できない場合には、安全運行やコンプライアンスの面から、バス路線の規模を乗務員数に応じた路線規模へと縮小せざるを得なくなるのではないかと考えています。

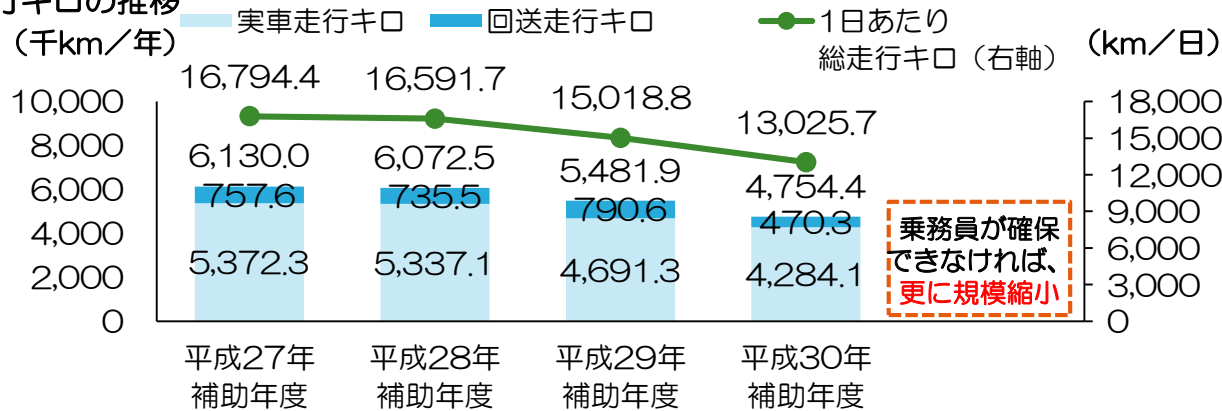
### 当面はこれまでの取組を継続して実施

- ✓ 路線再編による規模縮小
  - 本年10月に定員数（高速バス含む）を約11人減少  
→高速バスの乗務員の一部を路線バス担当へ異動することができた
- ✓ 高速・貸切バスからの応援
- ✓ 休日出勤・時間外勤務による対応
- ✓ 採用募集の強化
- ✓ 本年10月乗務員の労務管理システムの導入
- ✓ その他、各取組を引き続き実施

### それでもなお、十分な数の乗務員を確保できない場合

- ✓ 乗務員数の数に応じたバス路線規模に縮小せざるを得ない
  - 従来は、収支悪化（利用者の減少）へ対応するために路線規模を縮小してきたが、乗務員数がバス路線の規模を決める要因となってきた
  - 安全運行やコンプライアンスの面からも、持続可能な規模への縮小は不可避である

### 路線バス走行キロの推移



乗務員が確保できなければ、更に規模縮小

- 補助年度は10月～9月
- 平成27年、平成28年は実績値
- 平成29年は10月～8月が実績値、9月は計画値
- 平成30年は計画値

## 5. 地域全体での検討が必要

- 今後の地域の公共交通のあり方については、関係する自治体やお客さま（地域住民の皆さま）などと協議させていただく必要があると考えております。

### バス路線規模縮小時の影響

